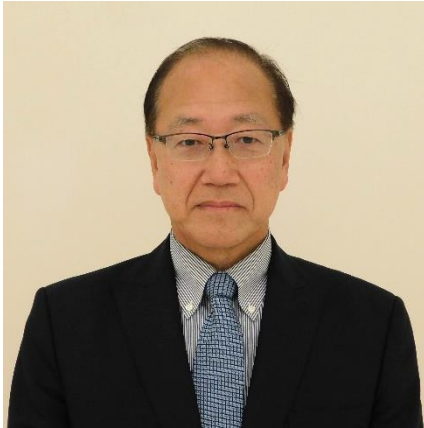


かめろうき会報

令和6年1月号（第187号）

新年のご挨拶

亀戸労働基準協会支部
支部長 石井 崇裕



令和6年の新年を迎え、謹んでお喜び申し上げます。

亀戸労働基準協会支部、並びに会員事業場の皆様方には、常日頃より当支部の活動や運営に格別のご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

元旦その日に発生した能登半島地震は多くの方々が被災されさらに冬の天候下で厳しい生活を余儀なくされている状況で、またその支援活動の中での羽田衝突事故という痛ましい事故も発生してしまいました。犠牲になられた方々や今

も苦しい生活を続けざるを得ない多くの皆様に心よりお見舞い申し上げます。

一方世界に目を転じると、ロシアによるウクライナ侵攻継続や新たに中東地域での戦争の勃発や中国経済の先行き懸念のなか、日経平均株価は好調な中ではありながらも多くの資源や食糧を海外に依存している日本の立ち位置や物価の上昇に関心が高い状況です。

また2020年から始まった新型コロナウイルス感染症への対応には一定の終止符が打たれ、ようやく社会は概ねコロナ禍前に戻り、内閣府発表の報告によれば景気は緩やかに回復基調とのことで、今後への期待がされるところです。

この環境の中、労働基準行政とその周辺には様々な動きがあります。労働分野では昨年度より行政による賃金引き上げを課題とし、民間企業の賃上げを支援してきております。また「働き方改革関連法」の公布以来「2024年問題」と言われてきた、医師・建設業・自動車運転者への時間外労働上限規制見直しが実行される年になります。安全分野では第14次労働災害防止計画が2年目を迎え、リスクアセスメントの対象となる化学物質を製造または取り扱う事業場では4月から化学物質管理者の選任が義務付けられます。さらにフリーランスの人々にフォーカスした「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が今年秋までには施行される予定にて契約締結各企業での対応が必要となります。また昨年11月の法務省の技能実習制度に代わる「育成就労制度」の創設等新たな提言が盛り込まれました。今後増加が見込まれる外国人労働者についても新たな動きがあり注視が必要です。

当亀戸協会支部としては、昨年12月に事務所を移転させ江戸川支部事務所と合流し新体制をスタートさせました。会員の皆様の地元から少し離れてしまう不便さがあるものの、当支部上部団体である東京労働基準協会連合会の安全衛生研修センター内であること、江戸川支部事務局との2人事務局体制となり更なるサービスの品質向上を進めてまいります。

本年度も関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶に代えさせていただきます。

新年のご挨拶



亀戸労働基準監督署
署長 坂本直己

令和6年の年頭にあたり、ご挨拶させていただきます。
公益社団法人東京労働基準協会連合会 亀戸労働基準協会支部並びに会員の皆様には、日頃より、労働基準行政の取組につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、年初に発生した、能登半島を中心とする大規模な震災により被災されました方々に対し、心よりお見舞申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが2類から5類相当に移行したことにより、感染拡大防止を図りながらも、コロナ禍以前と同様に社会・経済活動が行われるに至りました。本年も、この流れを停滞させることなく、活力ある一年としていただきたいと思います。

ところで、当署では、本年におきましても、働き方改革の推進や労働災害防止に取り組んでまいります。中でも、

- ① 改正労働基準法等に基づく長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止
- ② 中小企業及び時間外労働上限規制適用猶予業務を中心とする改正労働基準法等の周知及び支援
- ③ 死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進
- ④ 労災補償業務における迅速かつ公正な保険給付

に重点を置いて展開してまいります。

とりわけ、②につきましては、本年4月1日から、時間外労働上限規制の適用猶予業務である建設業・自動車運転者・医師への改正労働基準法の適用が始まります。円滑にスタートしていただけるよう、積極的に周知及び支援を実施いたします。

①につきましては、引き続き、過労死等を発生させた事業場、時間外・休日労働時間が1か月あたり80時間を超えている事業場に対して全数監督を実施します。

③につきましては、本年が取組の2年目となる第14次労働災害防止計画に基づき死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策を着実に進めてまいります。併せて、労働災害に遭われた方への労災保険給付を迅速かつ公正に実施いたします。

震災により多くの方が被災される大変厳しい年始となりましたが、本年におきましても、引き続き、労働基準行政の取組にご協力いただきますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

労災保険料算出に用いる労災保険率の改定等を行います

～改正省令を令和6年4月1日に施行予定～

厚生労働大臣は、今月22日に、労働政策審議会（会長 清家 篤 日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問）に対して、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

これを受け、同審議会労働条件分科会労災保険部会（部会長 守島 基博 学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授）で審議が行われ、本日、同審議会から、いずれも妥当であるとの答申がありました。

今回、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則を一部改正する省令案要綱については、事業主が支払う労災保険料算出に用いる労災保険率の改定などを主な内容としています。労災保険率は、業種ごとに定めており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定しています。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、令和6年4月1日の施行に向け、速やかに省令の改正作業を進めます。

【省令案のポイント】

1. 労災保険率を業種平均で0.1/1000引き下げます（4.5/1000 → 4.4/1000）。
全54業種中、引下げとなるのが17業種、引上げとなるのが3業種です。
2. 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定します。
全25区分中、引下げとなるのが5区分です。
3. 請負による建設の事業に係る労務費率（請負金額に対する賃金総額の割合）を改定します。

本件掲載 厚生労働省ウェブサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37107.html

変更の詳細は、ウェブサイト掲載の「別添3」（PDF）を参照。



STOP!

積雪や凍結による転倒

1 冬季における転倒防止対策

地域の気象状況等を踏まえ、降雪が本格化する前に、次の事項を準備しましょう。



気象情報の活用によるリスク低減の実施

- 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する**体制の構築**
- 警報・注意報発令時等の**対応マニュアルの作成**、関係者への**周知**
- 気象状況に応じた**出張、作業計画等の見直し**



通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

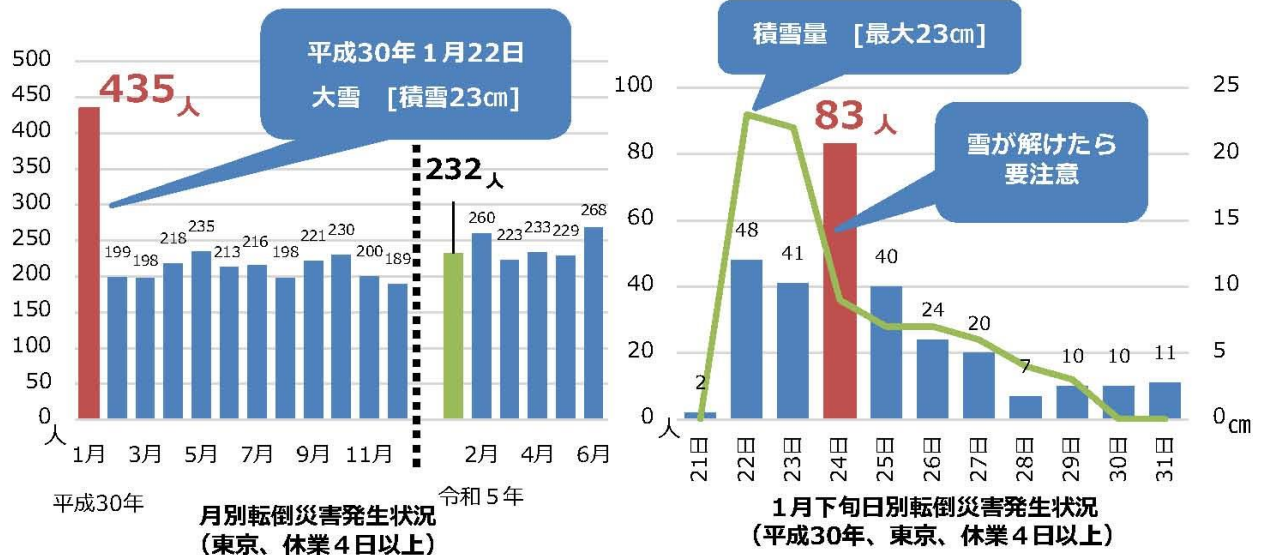
- 屋外通路や駐車場における**除雪、融雪剤の散布**による安全通路の確保
- 事務所への入室時における**靴裏の雪、水分の除去**、凍結のおそれのある**屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施**
- 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「**危険マップ**」の**作成**、関係者への**周知**
- 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における**荷物の運搬方法、作業方法の見直し**
- 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための**滑りにくい靴**の着用の勧奨

2

都内の積雪・凍結による転倒災害の発生状況

(令和5年データは10月末日現在の速報値)

- 平成30年1月22日には、平成26年豪雪以来4年ぶりの積雪23cmを記録し、**積雪・凍結**を原因と思われる**転倒災害が大幅に増え**ました。
- 冬季の転倒災害の発生は、**天候による影響を大きく受け**、積雪・凍結により多発します。



- 最も転倒災害が多かった時期**は、雪が降り始めた日ではなく、降雪から2日後の**雪が解け始めた日**でした。
- 雪が解け始めたら、**路面凍結の可能性が高く**、屋外の移動・作業は、特に注意が必要です。

3

「滑り」による転倒災害の原因と対策

(令和3年全国の労働者死傷病報告)

- ❑ **凍結した通路等で滑って転倒 (25%)**
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- ❑ **作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)**
 > **水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
- ❑ **水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)**
 > 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)
 > **防滑床材・防滑グレーチング等**の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
 > 隣接エリアまで濡れないよう処置
- ❑ **雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)**
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



エイジフレンドリー補助金



中小規模事業者
安全衛生サポート事業



申請期限が延長されました！

令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

申請期限が延長されました！

業務改善助成金の申請期限について、賃金引き上げ計画を立てて申請いただくもののみ、**令和6年3月31日に延長**されました。

	申請期限	事業完了期限	留意事項
賃金引き上げ計画を立てて申請	令和6年3月31日に延長	・令和6年1月31日までの申請分 令和6年2月28日までに設定いただけます。	・事業完了期限を令和6年2月28日までに設定いただいた場合でも、 年度内に事業完了が見込まれない場合は翌年度に再設定 いただく場合がございます。
賃金引き上げ後に申請(※)	令和6年1月31日まで	・令和6年2月1日以降の申請分 令和6年4月1日～令和7年2月28日に設定 いただけます。	・令和6年4月1日以降に事業完了期限を設定いただいた場合、 交付決定前(令和6年3月31日まで)に設備導入をすると対象外 となります。

※ 事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者のみが対象。

対象事業者・申請の単位など

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただけます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等（POSレジシステムやリフト付き特殊車両の導入など）が助成の対象となります。

また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。（詳しくは中面へ。）

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円
→ 助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引き上げ（90円コース）
→ 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

> 450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

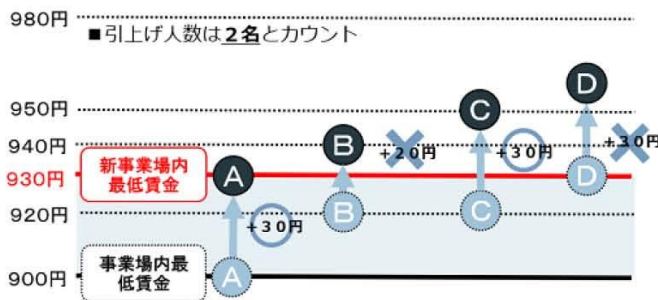
※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
 D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただくことができます。

生産性向上のヒント集

PDF 生産性向上のヒント集（令和5年3月作成） [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

生産性向上のヒント集

PDF 生産性向上のヒント集（令和4年3月作成） [PDF形式: 3,312KB] [7.0MB]



生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込んだりする手順と時間がかなり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい（役員）

<導入前>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>

リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

実施結果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】111人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、歩行きのある動線を一気に2食（両手）分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないか検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなくなるべくしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい（社長）

<導入前>

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に削減

<導入後>

セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・解凍機を導入している。

さらなる工夫

配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、そのおかげ、顧客が目が行き届くようになり、顧客から良い評価が得られるようになった。

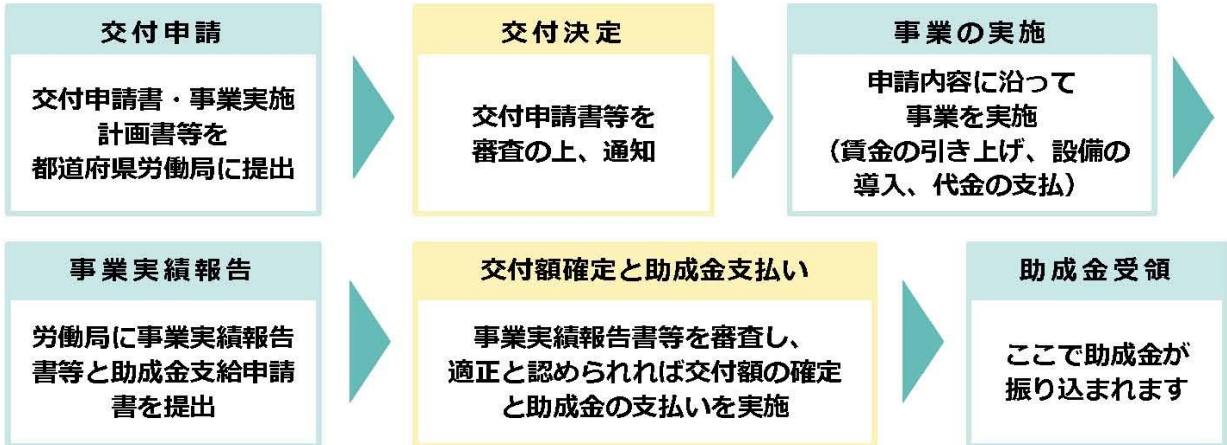
実施結果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、8人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、8人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日**までに引き上げていただく必要があります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了

対象!

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施

対象外

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号 : 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

家内労働の委託をしている委託者の方へ

「委託状況届」は4月30日までに提出してください

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している委託者の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。つきましては、4月30日までに提出してください。（令和2年12月25日付けで「委託状況届」の様式が改定されています。）

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）又は亀戸労働基準監督署にお尋ねください。

事業の種類		営業所の名称					営業所の所在地							
委託業務の内容	委託地域	家内労働者数					補助者数					代理人数		
		男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満		計	うち18歳未満
		都道府県	()											
都道府県	()													
都道府県	()													
都道府県	()													
都道府県	()													
備考														

年 月 日

委託者氏名 _____

労働局長 殿

注意
1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄（ ）の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

東京労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html



令和6年新春賀詞交歓会開催される

亀戸労働基準協会支部の令和6年新春賀詞交歓会が1月17日アンフェリシオン レガ
ーロにおいて盛大に開催されました。

ご来賓は、亀戸労働基準監督署坂本署長、澤村副署長、藤原副署長、木場公共職業安定
所工藤所長、本部である公益社団法人東京労働基準協会連合会上島専務理事の方々のご臨
席を賜り、51名の方々の出席を戴き盛大に開催されました。

新春賀詞交歓会は、石井支部長の挨拶、ご来賓の坂本署長、工藤所長、上島専務理事か
らご祝辞をいただき、服部副支部長の乾杯ではじまり、ご来賓、会員の和やかな歓談を戴
き、吉田副支部長の締めにより散会いたしました。



坂本監督署長 祝辞



服部副支部長 乾杯



懇談風景

懇談風景



行事予定

- 1 労災保険関係実務講座（亀戸・江戸川労働基準協会支部共催）
 - (1) 日時 令和6年1月30日（火）午後2時00分～午後4時30分
場所 江戸川区船堀4-1-1タワーホール船堀 4階 研修室
 - (2) 日時 令和6年2月7日（水）午後2時00分～午後4時30分
場所 江東区亀戸文化センター（カメラプラザ）5階 第2研修室
- 2 KYT（危険予知訓練）研修会（亀戸・江戸川労働基準協会支部共催）
 - (1) 日時 令和6年2月1日（木）午後1時30分～午後4時30分
場所 江戸川区船堀4-1-1タワーホール船堀 4階 研修室
 - (2) 日時 令和6年2月9日（金）午後1時30分～午後4時30分
場所 江東区亀戸文化センター（カメラプラザ）5階 第2研修室
- 3 雇い入れ時安全衛生教育研修（亀戸・江戸川労働基準協会支部共催）
 - (1) 日時 令和6年4月9日（火）午前9時20分～午後4時30分
場所 タワーホール船堀 4階 研修室
 - (2) 日時 令和6年4月16日（火）午前9時20分～午後4時30分
場所 江東区亀戸文化センター（カメラプラザ）5階 第2研修室
- 4 正副支部長会議
日時 令和6年4月10日（水）午後2時00分～
場所 江東区亀戸文化センター（カメラプラザ）6階 第3会議室
- 5 支部幹事会
日時 令和6年4月25日（木）午後3時00分～
場所 江東区亀戸文化センター（カメラプラザ）6階 第3研修室
- 6 令和6年度支部会員総会
日時 令和6年5月15日（水）午後4時30分～
場所 アンフェリシオン

謹賀新年

支 部 長	株式会社 フジクラ	石 井 崇 裕
副 支 部 長	株式会社 I H I	吉 田 淳
副 支 部 長	トーヨーカネツ 株式会社	服 部 頼 和
副 支 部 長	株式会社 竹中工務店 東京本店	奥 田 健 史
顧 問	株式会社 竹中工務店 東京本店	石 田 泰 巳
		外 役 員 一 同
		事 務 局

発 行 公益社団法人東京労働基準協会連合会 亀戸労働基準協会支部
〒132-0021 東京都江戸川区中央1-8-1 内宮ビル5階
T E L 5 6 0 7 - 7 8 8 6
F A X 5 6 2 7 - 9 9 3 9
Eメールアドレス kameido-roukikyoshibu@toukiren.or.jp